

MSC社会保険労務士法人 報酬規程

【月額顧問報酬】

(消費税別途)

役員・従業員の人数	顧問報酬	給与計算	相談のみ
4人以下	20,000円	20,000円	10,000円
5～9人	25,000円	30,000円	15,000円
10～19人	30,000円	40,000円	20,000円
20～29人	40,000円	50,000円	25,000円
30～39人	50,000円	60,000円	30,000円
40～49人	60,000円	70,000円	35,000円
50人～	70,000円～	80,000円～	40,000円～

顧問報酬とは、社会保険労務士業のうち、下記法令に基づいて行政機関等に提出する書類の作成、申請等の提出代行若しくは事務代理並びに労働社会保険諸法令に関する事項の相談・指導の業務を月を単位として継続的に受託する場合に受ける報酬です。

顧問報酬の人数は役員・正社員・パート・アルバイトを含む、全ての役員・従業員が対象になります。

給与計算について、役員、正社員、パートアルバイト等を含む給与明細書の数にて判断します。

給与計算の初期設定費用については、原則給与計算の1ヶ月分とさせていただきます。

集計方法・計算方法等が煩雑な場合は別途加算する場合があります。

記帳代行をご契約頂いている顧問先様は顧問報酬を1万円引きさせていただきます。

顧問報酬等の改定は毎年1回、労働保険の年度更新および社会保険の算定基礎届をもとに9月ご請求分より料金の変更を行います。

【手続報酬】

1. 関係法令に基づく諸届け等

諸届、報告	15,000円
許認可申請	30,000円～

2. 就業規則、諸規定等の作成・変更

就業規則	200,000円より
就業規則の変更	協議
賃金・退職金・旅費等の諸規定	各100,000円より
安全・衛生管理等諸規定	各100,000円より
寄宿舎規則	各100,000円より

ただし、この就業規則等は一般的なものとしています。内容が複雑なものは、協議の上別途請求となります。

【労働・社会保険の新規適用、廃止届】

規模	①健康保険・厚生年金	②労災・雇用保険	①②合計
1～4人	50,000円	50,000円	80,000円
5～9人	70,000円	70,000円	110,000円
10～19人	90,000円	90,000円	140,000円
20人以上	協議		協議

社会保険・労働保険同時手続の場合は上記金額より減額します。

【保険料の算定・申告】

規模	顧問・給与・相談いずれもなし		給与計算又は相談のみ	
	①健康保険・厚生年金 算定基礎届	②労働保険料概算 ・確定申告	①健康保険・厚生年金 算定基礎届	②労働保険料概算 ・確定申告
1～9人	30,000円	30,000円	基本料15,000円 +	20,000円
10人～19人	40,000円	40,000円	被保険者数 × 1,000円	30,000円
20人以上	協議	協議	協議	協議

二元適用事業(元請なし) 上記表にプラス 5,000円

二元適用事業(元請あり) 上記表にプラス 10,000円

【相談報酬】

1時間につき	10,000円
半日	30,000円
出張相談	50%増
高度な知識を要するものについては、協議	

相談報酬とは、労働社会保険諸法令につき、依頼を受けた都度、相談に応じまたは指導する場合に受ける報酬のことです。

【調査等立会報酬】

1時間につき	15,000円
半日	30,000円
是正勧告対応	30,000円～

立会報酬とは、関係官庁が行う調査等にあたって、立会う場合に受ける報酬のことです。

立会報酬は、顧問契約の有無にかかわらず請求させていただきます。

是正勧告対応報酬は立会報酬とは別途発生します。

【その他調査報酬】

1時間につき	10,000円
半日	30,000円

その他調査報酬とは、依頼を受けた業務に付随して、調査・資料収集等、特別な業務に従事した場合に受ける報酬のことです。

【旅費・日当・宿泊費】

旅費	実費	鉄道、航空機、船
宿泊費	実費	
日当	1日	50,000円

旅費・日当・宿泊費は依頼業務に関し出張した場合に受けるものとします。

【助成金の申請及び書類の作成】

	顧問契約なし	顧問契約あり
キャリアアップ助成金	30%	20%
雇用調整助成金	30%	10%
その他	30%～	20%～

各種助成金申請に関して、顧問先様は給付時報酬方式とし、全額成功報酬(一部助成金については異なります。)とします。

顧問先様以外は着手時に15%(仮に不支給となった場合でも返金いたしません)、受給時に残り15%を請求いたします。

注1. 御社の都合により申請を取りやめた場合等は、着手金以外で受給予想額の10%相当額を請求いたします

注2. 社会保険労務士が扱える法律に基づくものに限ります

【報酬の特例】

1. 報酬の特例

(1)業務内容が複雑多岐にわたる場合または相当時間を要する場合は、依頼者と協議します。

(2)手続報酬の欄に記載されていない労働社会保険諸法令に関する事務を行う場合は、依頼者と協議します。

2. 印紙代、手数料その他消費税等

手続関係書類提出に必要な印紙代及び公的機関に納付する手数料等は報酬とは別に申し受けます。

3. 緊急依頼

特に緊急を要するものについては、報酬額を加算することがあります。

4. 解約の報酬

依頼者の都合により着手後に解約する場合には、所定の報酬額の全額を受けることができます。

5. 災害、その他特別の事情がある場合の報酬

依頼者に災害その他特別の事情がある場合は、報酬を減免することがあります。

【その他】

上記は一例であり、あくまで参考です。実際に委託いただく場合の料金は、事業所の実状・人数・

業種・書類の整備状況などによって異なります。高くなる場合、安くなる場合もございます。

また、物価その他景気の変動等により報酬規程を変更することがあります。